

新潟県森林・林業基本戦略

令和8年3月改定
(令和4年3月策定)
新 潟 県

目次

1.	現状	1
2.	課題	1
3.	基本的な考え方	2
4.	目指す姿	3
5.	目指す姿の実現に向けた方針と方策	4
	方針1 森林資源等の利用拡大	4
	(1) 木材の生産拡大	
	(2) 県産材製品の安定供給	
	(3) 県産材製品の利用促進	
	(4) 広葉樹資源の利用促進	
	(5) 他産業と連携した事業化の促進	
	方針2 森林所有者から消費者までをつなぐ、仕組みづくり	7
	(1) 事業者の関係構築	
	(2) コーディネーターの育成と派遣	
	(3) 森林所有者の経営意欲の喚起	
	(4) 県民に対する県産材利用の喚起	
	(5) “つなぐ”プロジェクトの実施	
	方針3 担い手の確実な確保・育成	8
	(1) 林業事業体の経営基盤の強化	
	(2) 労働環境の改善	
	(3) 新規就業者の確保	
	(4) 異業種からの参入促進	
	(5) 森林技術員等の技能向上	
	方針4 県民の森林・林業に対する理解促進	10
	(1) 森林・林業教育の実施	
	(2) 森林や木材にふれる機会の創出	
	(3) 県民への情報発信	
6.	推進体制	12
7.	目標	13
8.	推進期間	14

1. 現状

新潟県は、県土の約7割に広大な森林が広がっており、そのうち約2割を占める人工林^(注1)は約8割が利用期に達し、木材資源が充実してきています。また、かつての薪炭林などからなる広葉樹主体の天然林は、全国でも有数の面積であり、豊かな資源を有しています。^(※資料編6頁)

こうした本県の森林は、水源のかん養や山地災害防止などの機能を有しており、政府の掲げる「2050年カーボンニュートラル」^(注2)の実現に向けた二酸化炭素の吸収源としても重要です。そのような多面的な森林の機能は、山村地域の持続的な林業によって維持されますが、木材価格の低迷をはじめとした林業を取り巻く状況の悪化によって林業生産活動が低下し、本県の木材生産額は平成元年度から平成30年度までの30年間で約6分の1まで減少しました。^(※資料編7頁)

このため、林業生産活動を活発化させ、成長途上にある人工林の間伐促進と間伐材の活用、建築用材として利用可能な成熟林の伐採とその素材を製材・乾燥する施設の充実、さらには、広葉樹林の利活用も必要な状況にあります。

このような中、県では基本戦略（令和4年3月策定）に基づき、素材生産の拡大や、関係者が一体となって県産材の供給・利用拡大に向けて取り組む「“つなぐ”プロジェクト」を展開するなど、循環型林業の実現に向けた取組を推進しています。

2. 課題

本県の森林・林業の重点課題として、林業関係者間の連携が取れておらず、森林の価値を伝える方法や全体をつなぐための仕組みが欠如していました。

また、現状の伐採収益では、素材生産業者が森林所有者へ再造林を促すまでの利益還元は困難な状況です。そのため、森林技術員^(注3)の待遇改善も遅れており、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。

1 森林・林業の関係者が利益を十分に確保できていない

- 森林組合などの素材生産業者は、他県と比較して事業規模が小規模であることから素材販売において価格交渉力が弱い状況にあります。このため、森林所有者へ十分に利益を還元できておらず、森林所有者の経営意欲が低下しています。

(注1) 木材を利用するために計画的に人の手によって植栽し、育てられてきた森林を指します。

(注2) 2020年10月に政府が宣言した「2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という目標のことです。

(注3) 林業就業者のうち、実際に現場で作業（伐採、植林、下刈り、枝打ち等）をする林業技術者です。

また、十分な利益を得られないことから、森林技術員の労働条件などの改善が進まず、担い手の確保・育成が進んでいません。

- 農業や観光など、他産業との連携が不十分であり、森林資源がビジネスに十分に活用されていません。

2 林業関係者間の連携が乏しい

- 森林所有者から川上・川中・川下の事業体（以下「森林・林業関係者」）をつなぐために必要な交流の「場」や調整役を担う「コーディネーター」が欠如していたことから、相互理解が進まず、県産材の生産・流通量拡大と収益の増加に向けた連携が乏しい状況です。

また、県産材の流通量を拡大していくためには、製材工場の乾燥能力の強化や住宅建築における県産材のシェア拡大、非住宅建築における木造率の向上を図る必要があります。

3 森林の価値を県民に伝え切れていない

- これまで、森林・林業について学ぶ機会を十分に提供できていなかったことから、県民の森林・林業に対する関心が薄く、林業の果たす役割や木材を利用することの意義、森林の持つ公益的機能^(資料編8頁)に対する理解が広がっていません。

3. 基本的な考え方

本県の森林は、水源かん養など、県民が享受している多くの機能を有しています。

しかし、木材生産額が長期的に減少し、林業の担い手も減少する中、手入れの行き届かない人工林が増加しています。

また、かつて薪炭林として活用することで維持・管理されていた里山の広葉樹林は、化石燃料へのエネルギー転換を背景として利用されなくなり、その機能を十分に果たせなくなっています。

こうした現状を打開するため、森林・林業関係者、県民が一体となって、地域の森林資源を持続的に活用する「“つなぐ”プロジェクト」を全県的に展開し、森林・林業、木材産業の活性化や山村地域の維持・発展を図ります。

併せて、林業事業体の経営基盤強化と待遇改善を促進し、担い手の確保と木材生産力の向上を図るとともに、需要に対応した供給体制を構築し、森林資源の循環利用を通じた健全な森林の育成を推進します。

4. 目指す姿

森林の多面的機能が発揮され、森林資源を循環利用した持続的な産業の振興と山村地域の維持活動が順調に行われる姿を目指します。

1 循環型林業の確立

- 地域の森林資源を循環利用するなど森林を持続的に活用することによって、手入れが行き届き、多面的機能^(資料編8頁)が充実した森林の実現を目指します。
- 木材の生産・加工・流通における情報の共有と効率化を進めることで、森林所有者と森林・林業関係者の収入拡大を図ります。
- 製材工場などにおける乾燥能力の十分な確保や県産材需要の喚起をはじめとする取組によって、県産材のサプライチェーン^(注)を構築し、製材工場や工務店が求める丸太や木材製品の安定供給を促進します。



循環型林業のイメージ（出典：林野庁「令和3年度森林・林業白書」）

「伐って、使って、植える」というサイクル、すなわち、主伐などにより伐採した木が利用され、森林所有者が収入を得ることによって再び植栽などを行うことが可能となります。森林の適正な整備・保全により、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながります。

(注) 県産材の原木（丸太）の生産から製材・乾燥等、販売、物流を経て最終需要者（工務店等）に至る活動の一連の流れを指します。

2 山村の維持活動の充実

- 森林を森林環境教育^(注1)やレクリエーション、健康づくりの場として利用することや、林業体験ツアーなどを行い、都市と山村との交流人口や関係人口を増加させることで、山村地域の活性化を目指します。
- 針葉樹や広葉樹などの森林資源を活用した新たな地域ビジネスを創出し、山村地域に暮らす人達の収入の増加を目指します。

3 森林の持つ多面的機能の発揮

- 森林資源の循環利用を図ることで、森林整備や木材利用が促進され、森林の持つ県土の保全や水源かん養、二酸化炭素吸収などの多面的機能の増進を図ります。
- 県民が森林・林業関係者のサポーターとなるよう、森林や木材とのふれあいなどを通じて、森林の持つ多面的機能や県産材を使用する意義などについての理解を深めます。

5. 目指す姿の実現に向けた方針と方策

方針 1 森林資源等の利用拡大

成熟した森林の伐採を促し、次世代の森を再生させながら木材生産量を増加させるとともに、収穫した木材を活用するため、県産材の更なる競争力強化に向け、製材工場の能力向上など需要に応じた供給体制を構築することで、健全な森林の育成と県産材の利用拡大を推進します。

(1) 木材の生産拡大

ア 施業の集約化の促進

- 小規模な森林を取りまとめ、施業規模の拡大や効率的な高性能林業機械^(注2)の利用による木材生産の効率化を図るため、林業事業者による施業地の集約化や森林経営の長期受委託を推進します。

イ 境界の明確化の促進

- 森林所有者の森林への関心の低下や不在森林所有者の増加などにより、不

(注1) 森林内での様々な体験活動などを通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解を深める環境教育の取組です。

(注2) 複数の作業工程を1台でまとめて行うことができる多工程処理機械の総称です。
(ハーベスタ、プロセッサ等)

明確になりつつある森林境界の明確化を図るため、市町村が管理する林地台帳^(注1)の森林情報の精度向上を促進するとともに、ICT技術を積極的に導入し、航空レーザ計測などのデジタル技術に基づく図面を活用した境界の確認を進めます。

ウ 伐採と再生の促進

- 自然的・地理的条件を考慮しながら、成熟した森林の伐採を促し、次世代の森を再生させる循環型林業を促進します。
- 主伐後の速やかな再生により、森林の多面的機能を維持するため、再造林では、主伐から地拵え、植栽までの作業を一貫して行う施業や、成長の早いスギ苗^(注2)の導入による下刈り回数の削減、植栽作業の効率化を図るコンテナ苗^(注3)の普及、花粉の少ない苗木の安定供給による花粉発生源対策などを促進します。
- 広葉樹林化では、高木性樹種の天然更新を促進するための適切な更新施業技術の普及を推進します。

エ 木材生産性の向上

- 素材生産作業の機械化や木材運搬の効率化を図るため、林内路網の計画的な整備を推進します。
- 生産された木材を用途に応じた仕分けを効率的に行うため、中間土場^(注4)の整備や共同利用などを支援します。
- 伐倒、木寄せ、枝払い、玉伐りなどにおける素材生産能力と安全性を向上させるため、高性能林業機械の導入を支援します。

オ 新たな需要への対応

- 集成材や丸太輸出など拡大する需要に対応できる供給体制を構築します。

(2) 県産材製品の安定供給

ア 製材・乾燥能力の向上

- 工務店などから求められる木材製品の供給を拡大するため、複数の製材工場間での製材や乾燥の作業連携を促すとともに、製材や乾燥能力の向上を図る施設整備を支援します。
- 建築用木材の品質向上のため、製材・乾燥を行う技術者を対象とした品質管理技術の研修機会を確保します。

(注1) 市町村が森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備した台帳です。林業事業体などに提供することにより、施業の集約化や適切な森林整備を促進します。

(注2) 成長や材質が優良かつ雄花の着花量が少ない農林水産大臣認定の特定母樹由来の苗（通称：特定苗木）。花粉の少ないスギ苗木には、ほかに無花粉・少花粉・低花粉があります。

(注3) 細長い筒状の形状をした特殊な容器で育成した根鉢付きの苗木。通常の苗木に比べて、植栽適期が長く、活着率が良いなど、作業の効率化や低コスト化に有効とされています。

(注4) 伐採現場から木材市場などの目的地までの距離が長い場合に、複数の伐採現場から輸送路の接点に設けられる木材の集積場所です。

イ 大径材の利用促進

- 大径化が進むスギ立木の活用の幅を広げるため、製材工場に対して、大径材から品質が確保された心去り構造材^(注1)などを生産するための加工・乾燥技術の普及を図るほか、ラミナ^(注2)などの生産体制の整備を推進します。

ウ 製品開発による用途拡大

- 県産木材の多様な用途への拡大や、市場競争力のある木材製品の開発を支援します。

(3) 県産材製品の利用促進

ア 住宅建築分野における利用促進

- 木材製品を柱材、羽柄材、横架材^(資料編 9 頁)等として幅広く活用する技術やノウハウを設計者や工務店へ普及します。
- 木材利用が最も期待される建築分野において、木材利用の拡大が図られるよう、県産材を使用した住宅の建築やリフォームなどを支援します。

イ 非住宅分野における利用促進

- 県の公共施設の建築において県産材を率先して利用するとともに、市町村における学校などの公共施設の建設に係る県産材製品の利用を促進します。
- こども園や福祉施設などの公共的施設や、広く県民が利用する商業施設における県産材利用を支援します。
- 民間建築物における県産材利用を促進するため、企業や団体に県産材利用を働きかけるとともに、木材利用の助成制度の周知を図ります。
- 新たな木材利用技術の普及や中大規模建築物における木造・木質化を担う設計者の養成を推進します。

(4) 広葉樹資源の利用促進

ア 資源把握と施業意欲の喚起

- 県内に広く分布する広葉樹資源の利用を促進するため、広葉樹の資源量や分布状況の把握、市場やきのこ生産者の需要情報などを森林・林業関係者で共有し、活用できるよう支援します。

イ 広葉樹製品の特徴を活かした利用促進

- 雪国の環境や地域文化とのつながり、生育環境や製品誕生の過程など、広葉樹製品化の背景を明示することによって、利用を促進します。
- 広葉樹製品のもつ木目や材面の色合いなどの特性や、希少性をPRするとともに、家具などの商品開発などによる高付加価値化を促進します。

(注1) 丸太の中心部（樹心）を含まない構造材（柱、梁、土台等）です。なお、樹心を含む材を心持ち材と呼びます。

(注2) 集成材の材料となるひき板です。

(5) 他産業と連携した事業化の促進

ア 農業、観光分野との連携促進

- 交流人口の増加による中山間地域の振興を図るため、製炭や木工、赤カブ栽培などの林業体験を付加したグリーンツーリズムの取組を促進します。
- 観光わらび園、観光きのこ園、メープルシロップの採取など、森林資源を活かした地域ビジネスの創出を支援します。

イ フィールドとしての森林の利用促進

- 交流人口や関係人口の増加による中山間地域の活性化を図るため、登山やキャンプなどのアウトドアや森林環境教育などの様々な活動の場として、森林の利用を促進します。

方針2 森林所有者から消費者までをつなぐ、仕組みづくり

森林所有者から消費者までをつなぎ、関係者が一体となって県産材の供給・利用拡大に向けて取り組む「“つなぐ”プロジェクト」を全県で展開します。

(1) 事業者の関係構築

- 川上から川下までの事業者が互いのニーズを把握し相互理解を図るため、それぞれの事業者の現場視察や情報共有の場の設定、県産材の特徴を活かして付加価値を高める取組などを推進するとともに、継続的な交流活動を促進します。
- 製材用材等の需要拡大を図るため、川下の事業者のグループ化とプロジェクトへの参画を促進します。

(2) コーディネーターの育成と派遣

- 多様な関係者をコーディネートするため、研修などを通じて森林管理から木材流通、製品化までの事業全般に精通したコーディネーターを育成し派遣することによって、地域の「“つなぐ”プロジェクト」の編成や活動を支援します。

(3) 森林所有者の経営意欲の喚起

- 森林所有者に対して、所有森林の資源量把握や森林整備に対する支援の充実を図りつつ、木材の価格や需要、活用方法などの情報を提供することによって、経営意欲を喚起するとともに、地域の森林の将来像を共有します。

(4) 県民に対する県産材利用の喚起

- 県民による県産材の利用を促進するため、森林・林業の果たす役割や木

材を使用することの意義^(注1)について、森林講座や林業体験ツアーなどにより、理解促進を図ります。

(5) 「“つなぐ” プロジェクト」の実施

- 森林・林業関係者が一体となり、戦略の目指す姿を実現するエンジンとなる「“つなぐ” プロジェクト」を県内全域で展開するよう支援します。
- プロジェクトでは、それぞれの地域に応じた資源利用のプランを策定し、関係する事業者の特徴を活かした取組を支援します。

方針3 担い手の確実な確保・育成

木材生産力の大幅な向上に向け、林業事業者の経営基盤強化と待遇改善の促進による新規就業者の確保や、異業種からの林業参入の促進を図り、循環型林業を実現するための担い手を確保・育成します。

(1) 林業事業者の経営基盤の強化

- 林業が魅力ある職場であるためには、経営基盤の強化が必要です。そのために、森林経営計画^(注2)の策定を促進し、施業の集約化と計画的な事業量の確保を図ります。また、森林組合の合併・事業連携等を促進します。
- 効率的な施業を推進するために、林業事業者間の連携による施業の共同化・大規模化や、林業事業者と建設業者など異業種との連携を進め、双方の強みを生かした取組を促進します。

(2) 労働環境の改善

ア 労働条件の改善

- 新規就業者の確保や定着率の向上を図るため、林業事業者への経営指導などを通じて、森林技術員の通年雇用を拡大し、給与制度や福利厚生を改善を促進します。

イ 労働災害の防止

- 労働安全衛生に関するセミナーの開催や巡回指導などにより、事業者や森

(注1) 森林は、県土の保全、水源かん養、木材の供給などの多面的機能を有しており、私たちはその恩恵を享受しています。林業による「伐って、使って、再生して、育てる」という森林資源の循環利用によって、森林の世代交代を図り、多面的機能の維持・増進を促すことができます。

また、私たちが生活の中で木材を使用することは、森林資源の循環利用とともに、産業の育成につながります。さらに、木材の温かな風合いや柔らかな手触りから、ぬくもりと優しさを日常的に体感することができます。

(注2) 森林法に基づき、森林所有者や森林所有者から森林経営の委託を受けた事業者が、一体的なまとまりのある森林を対象として、造林や伐採及び森林の保護などについて作成する5年を1期とする計画です。

林技術員の労働災害防止に向けた安全意識の向上を図ります。

- 高性能林業機械の導入によるチェーンソー等振動機械の操作時間短縮、労働強度の軽減、安全性の向上を支援します。

(3) 新規就業者の確保

ア 情報発信による林業職場の理解促進

- 林業が地域や環境の保全に貢献する社会的意義や魅力を発信するとともに、林業を通じた環境貢献などの企業理念やキャリアアップ支援の取組を積極的にPRすることで、新たな人材の確保につなげていきます。
- 若年層や他産業からの転職者の就業促進を図るため、情報誌やSNS、ウェブサイトなどを活用した情報発信を支援します。

イ 学生等に対する働きかけ

- 新卒者の就業促進を図るため、林業系教育課程を持つ高校・専門学校における就業説明会を開催します。
- 新卒者やU・J・Iターンによる就業者を確保するため、県内外で林業の職業体験ツアーなどを実施し、林業に対する理解を促進する取組を支援します。
- 林業をベースにした多様な仕事の組合せによる魅力ある職場づくりを促進します。
- 県が認定する林業研修機関に在籍する学生に対して給付金を支給し、県内の林業事業体への就業を促進します。

(4) 異業種からの参入促進

- 県内の建設事業者等の林業参入に向けた意欲を喚起するため、林業の業務に関する説明会や現場視察の開催を支援するほか、補助制度などの実務に関する研修を開催します。
- 建設事業者等に対して、本格的な林業への参入、定着に向けて、指導役となる森林組合等とのマッチングやOJT^(注)研修の実施を支援します。

(5) 森林技術員等の技能向上

ア 森林技術員の育成

- 森林技術員として必要な造林・保育から木材生産に係る基礎的な技術の習得を支援します。
- 素材の生産性を高めるため、必要な各種資格取得、機械操作技能講習などの受講を支援します。

(注) 「On-the-Job Training」の略で、新入社員や未経験者に対し、実際の業務を通じて仕事のやり方や知識を身に付けてもらう教育手法です。

- キャリアアップのため、工程・コスト管理、労働安全衛生管理に必要な知識などの習得を推進します。

イ 森林施業プランナー^(注)の育成

- 森林経営計画による集約化施業を推進するため、森林施業プランナーの資格取得を支援します。

方針4 県民の森林・林業に対する理解促進

県民一人ひとりが、自身や地域の暮らしに深く関わる森林・林業の価値を実感し、森林を守り育てる行動につながる意識を醸成するため、多様な手法を組み合わせ、評価と見直しを繰り返しながら取組を展開します。

(1) 森林・林業教育の実施

- 幅広い年代を対象とした森林・林業教育や、森林・林業・木材産業の関係者への県産材利用の普及啓発などの取組により、県産材を使用することの意義や森林・林業に対する理解を促進します。
- 児童・生徒が自然に親しみ、緑を守り育てる意識を育むとともに、林業に対する理解を促進するため、学校教育と連携した取組や緑の少年団の活動など、子供たちの緑化活動を支援します。

(2) 森林や木材にふれる機会の創出

ア 木育の実施

- 幅広い年代を対象とした林業教室や木工教室、植樹、育樹、森林観察会などの実施を通じて、県民が森林や木材、木製品とふれあい、木材利用の意義についての理解を促進します。

イ 森林ボランティア活動の促進

- 県民参加による森づくりが広がるよう、ボランティア団体、町内会、学校などに対して、フィールドの幹旋や森づくり情報の提供など、森づくりの取組を支援します。

ウ アウトドアに理解・親しみのある方との交流促進

- 地域における森林・林業への理解者・協力者の裾野を広めるため、県民向けの林業機械の操作や施業技術などの体験機会の確保を支援します。

エ 企業・団体による支援等の拡大

- 企業やNPO団体などに対して森林の持つ多面的機能や林業の果たす役割を理解してもらうことで、企業などの森づくり活動への参加を促進します。

(注) 複数の所有者からなる森林を取りまとめ、森林施業の具体的な方針や事業、収支等を提案し、施業の合意形成を行うとともに、森林経営計画の作成・実行管理の中核を担う人材です。

(3) 県民への情報発信

ア 森林・林業に関する総合情報サイトを設置

- 総合情報サイトを設置し、森林の持つ多面的機能や林業の果たす役割、「つなぐ」プロジェクト」の取組について情報を発信することで、県民の森林・林業に対する理解を促進します。

イ 森林の持つ公益的機能の可視化

- SDGs^(資料編10頁)やカーボンニュートラルの実現に向けた県民意識の醸成を図るため、森林整備や県産材の使用によるCO₂吸収・固定量を可視化する取組を推進します。

ウ 効果的な情報発信

- 地域の広報紙やパンフレットの配布、マスコミ報道など多様な主体・手法による情報発信の事例を集約・分析・評価し、効果的な理解促進策を検討します。

6. 推進体制

森林所有者から消費者までの関係者が一体となって戦略の目指す姿を実現するエンジンとなる「つなぐ」プロジェクト」を県内各地で展開します。

「つなぐ」プロジェクト」を組織し取組を円滑に推進するため、それぞれの段階で支援し、毎年、その取組の評価・検証を行います。

地区におけるプロジェクトの実施

- 森林・林業関係者が一体となり、プロジェクトを構成します。
- プロジェクトの実施に当たっては、それぞれの地区の状況に応じた資源利用プラン（※）を策定し、関係する事業者の特徴を生かして取り組みます。

※プラン内容：対象森林、素材生産量、木材利用計画、消費者へのPR等

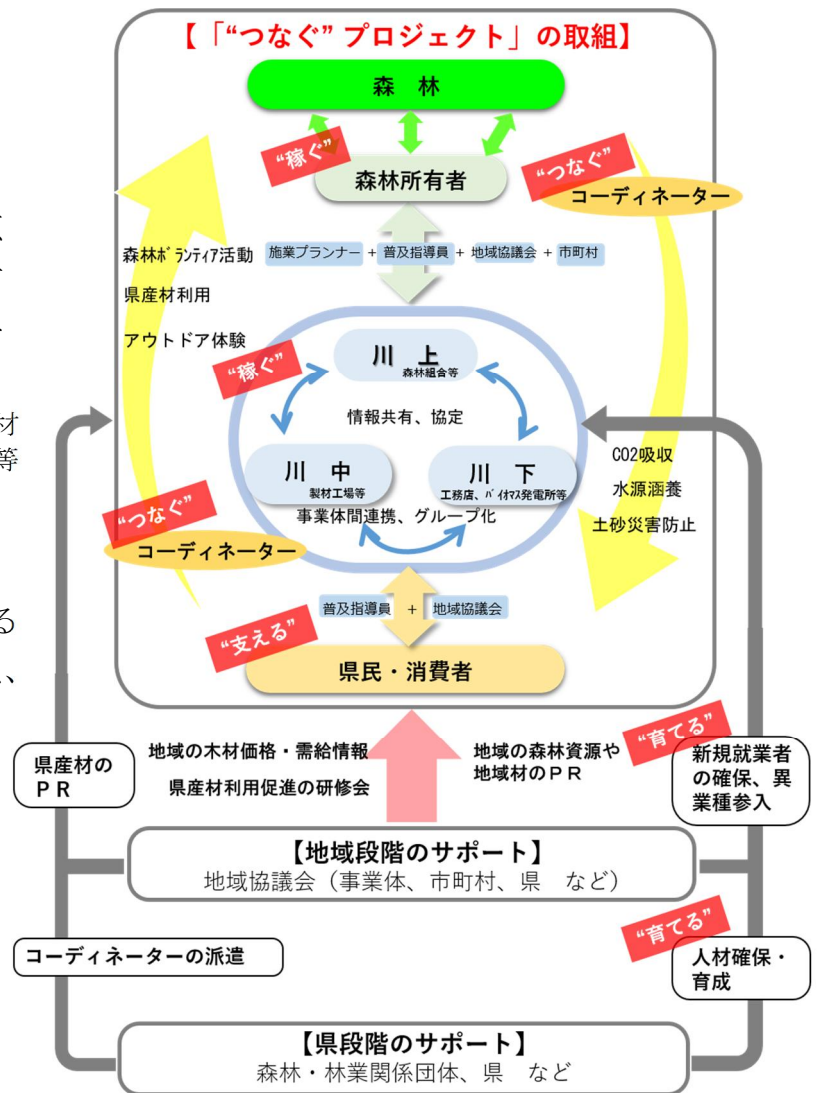
地域段階でのサポート

- 県地域振興局単位で設置されている森林組合などの事業者、木材協会、工務店、市町村、県などからなる地域協議会などを通じて、
 - ・ 地域の木材需給などの情報提供
 - ・ 県産材利用促進の研修会
 - ・ 地域の森林資源や地域材のPRなどのサポートを行います。

県段階でのサポート

- 関係団体や県等は、
 - ・ 県産材使用の社会的意義などのPR
 - ・ 持続的なプロジェクト活動に必要な人材の確保・育成等のサポートを行う。
- 県は、プロジェクトの編成や活動を支援するコーディネーターの研修や派遣を行います。
- 基本戦略推進検討会（※）において、毎年、戦略の取組内容や目標の達成状況を検証・評価し、今後の推進方法に反映させます。

※検討会：関係団体、有識者、市町村、県などを構成員とし、年1回程度開催

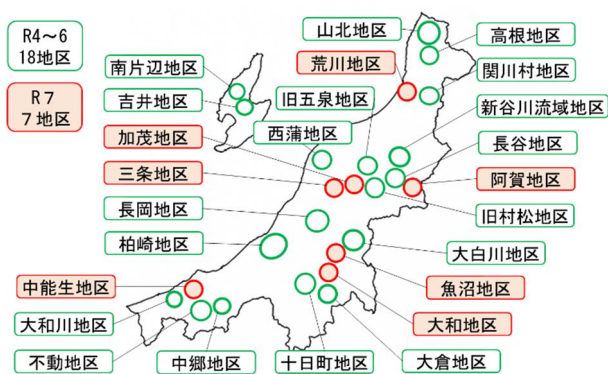
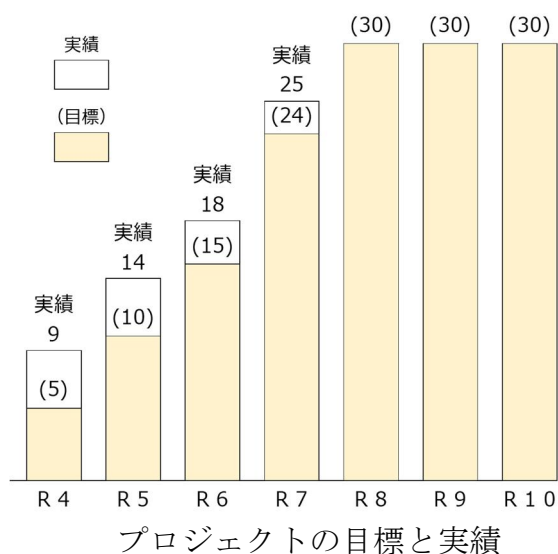


7. 目標

目指す姿の実現に向けた方針として掲げた、森林所有者から消費者までをつなぎ関係者が一体となって取り組む「つなぐ」プロジェクトの全県展開について、その進捗を客観的に評価するための県全体の取組目標を設定します。

【県全体の指標名】 プロジェクトの地区数
【県全体の目標】 30 地区

令和7年度までに25地区でプロジェクトが開始され、地域の森林資源の活用に向け取組が広がっています。

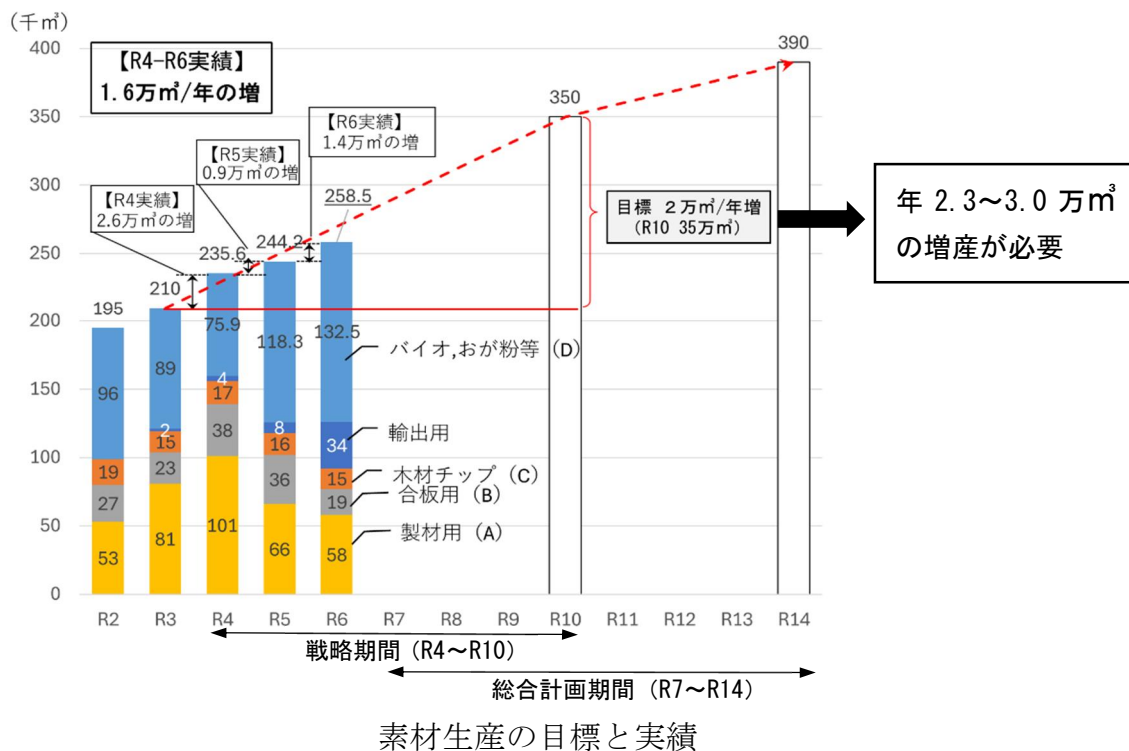


また、森林の利活用や林業の収益性の向上、森林を管理する事業者の活性化を図るために、森林資源等の利用拡大について、その進捗を客観的に評価するための県全体の取組目標を設定します。

【県全体の指標名】 素材生産量の年増産量
【県全体の目標】 現状：1万 m^3 /年 → 目標：2万 m^3 /年

令和4年度から令和6年度の年増産量は、平均1.6万 m^3 で、目標としていた2万 m^3 の8割の水準に留まっています。

令和10年度に素材生産量35万 m^3 を達成するには、増産ペースを年2.3から3.0万 m^3 に上げる必要があります。



また、上記の目標達成に向けては、県産材需要と担い手の確保・育成が必要であることから、県産材製品の年利用量、森林技術員等の年増加数を関連目標として設定します。

【関連指標と目標】

- ① 県産材製品の年利用量
現状：2.5万m³ → 目標：4万m³
- ② 森林技術員等の年増加数
毎年10人増加

8. 推進期間

当該基本戦略の推進期間は、令和4年度から令和10年度までの7年間とします。